

(2) 学校給食栄養報告

学校給食における児童生徒の栄養摂取等の状況を把握するため、文部科学省では、学校給食栄養報告（週報）として調査している。本県では、「学校給食栄養報告書について」（平成25年2月28日付け愛知県教育委員会通知）において年2回（6月、11月）の提出を求めている。

4 評価に基づく改善

栄養管理においては、幼児児童生徒が実際に摂取した栄養価を把握するとともに、食事内容の改善、充実を図ることが大切である。実態把握（アセスメント）や評価、改善は、養護教諭、学級担任等と連携して行い、必要に応じて保護者と情報共有を行う。

5 特定給食施設における栄養管理

特定給食施設とは、健康増進法（平成14年法律第103号）第20条第1項の厚生労働省令で定める、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。したがって、学校給食施設のうち、1回100食以上の食事を供給している施設は特定給食施設となる。

特定給食施設の指導等に係る事務は、都道府県、保健所設置市及び特別区の自治事務（地方自治法第2条第8項）であり、厚生労働省は、「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」（令和2年3月31日付け通知）で、都道府県、保健所設置市、特別区宛てに技術的助言を行っている。なお、学校への指導については、教育委員会と連携して行うとしている。

この技術的助言の中で示された留意事項は次のとおりである。

(1) 身体の状況、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理及び評価

- ア 利用者の性、年齢、身体の状況、食事の摂取状況及び生活状況等を定期的に把握する。
- イ アで把握した情報に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事の提供に関する計画を作成する。
- ウ イで作成した計画に基づき、食品の調達、調理及び提供を行う。
- エ ウで提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに、身体状況の変化を把握するなどし、これらの総合的な評価を行い、その結果に基づき、食事計画の改善を図る。
- オ 提供エネルギー量の評価には、個々人の体重、体格の変化並びに肥満及びやせに該当する者の割合の変化を参考にする。ただし、より適切にエネルギー量の過不足を評価できる指標が他にある場合はこの限りではない。

(2) 提供する給食の献立

- ア 給食の献立は、利用者の身体の状況、日常の食事の摂取量に占める給食の割合、嗜好等に配慮するとともに、料理の組み合わせや食品の組み合わせにも配慮して作成するよう努める。
- イ 複数献立や選択食（カフェテリア方式）のように、利用者の自主性により料理の選択が行わ

れる場合には、モデル的な料理の組み合わせを提示するよう努める。

(3) 栄養に関する情報の提供

- ア 利用者に対し献立表の提示や熱量、たんぱく質、脂質及び塩分等の主要栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行う。
- イ 給食は、利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得するよい機会であり、各々の施設に応じ利用者等に各種の媒体を活用するなどにより知識の普及に努める。

(4) 書類の整備

- ア 献立表など食事計画に関する書類とともに、利用者の身体状況など栄養管理の評価に必要な情報について適正に管理する。
- イ 委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備える。

(5) 衛生管理

給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日付け衛食第85号生活衛生局長通知）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法令等の定めるところによる。

(6) 幼児児童生徒における健康・栄養状態の課題が見られる場合

エネルギー量の過不足については、肥満及びやせに該当する割合の変化を参考にする。

なお、提供栄養量の評価に当たっては、身体状況等の変化から給与栄養目標量の設定が適切であるかを確認する。設定した目標量と提供量だけで不足又は過剰と判断することは適切ではない。